災害救助法に基づく応急修理に関するＱ＆Ａ
【その他】

	質問	回答
1	70万6千円以内あるいは34万3千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。
2	住宅の修理の見積を依頼したら、100 万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書を作成し、建築指導課に提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 ●修理総額100.0 万円の場合 ・応急修理70.6 万円以内 （注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） ・自己負担29.4 万円以上
3	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工して施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。
4	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
5	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 ただし、修理費用の内訳は、修理業者が作成する内訳書の添付によって代えることができます。